

高松市監査委員告示第 3 0 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項の規定により監査を実施したので、
その結果に関する報告及び意見を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公
表します。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

令和5年度

監査結果報告書（工事監査）



特別史跡讃岐国分寺跡（石造伽藍配置模型）

高松市監査委員

令和5年度工事監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和5年度の工事監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく随時監査としての工事監査

3 監査の対象

(1) 対象局（所管課）

健康福祉局（こども保育教育課）

都市整備局（建築課）

財政局（契約監理課）

(2) 対象工事の概要

工事名		国分寺北部幼稚園大規模改修工事	国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事
工事場所		高松市国分寺町新居1870番地2	
所管課等	予算	健康福祉局 こども保育教育課	
	工事	都市整備局 建築課	
	契約	財政局 契約監理課	
施工業者		株式会社木村建設	有限会社高木電設
業種		建築一式工事	電気工事
契約金額※		77,844,800円	19,286,300円
契約年月日		令和5年5月17日	令和5年5月29日
工期※		令和5年5月17日～6年2月16日	令和5年5月29日～6年2月16日
施工監理		委託（有限会社森勝一建築事務所）	

※契約金額及び工期は令和5年12月28日現在

4 監査の着眼点

令和5年度に施工中の上記工事について、計画、設計、積算、契約、施工、監理、試験検査等が法令等に基づき適正に行われているか、特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。

また、令和5年10月13日に、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査及び現場調査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局、工事現場ほか

(2) 実施日程 令和5年9月12日から12月8日まで

7 監査の結果

関係書類は、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても、設計図書に基づき、おおむね適正に執行されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

監査対象工事名	所管課等	指摘	意見	合計
国分寺北部幼稚園大規模改修工事	健康福祉局こども保育教育課	—	—	—
	都市整備局建築課	1	1	2
	財政局契約監理課	—	—	—
国分寺北部幼稚園大規模改修工事	健康福祉局こども保育教育課	—	—	—
国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事	都市整備局建築課	—	1	1
	都市整備局建築課 財政局契約監理課	1	—	1
合計		2	2	4

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和5年度工事監査結果一覧

結果 No.	区分	工事名	項 目	公表文 該当 ページ	所管課等
1	指摘	国分寺北部幼稚園大規模改修工事	適正な特記仕様書の記載について	P4	都市整備局建築課
2	意見		特記仕様書に施工保証書の提出を記載することについて	P5	
3	意見	国分寺北部幼稚園大規模改修工事	設計業務委託仕様書に設計意図伝達業務を記載することについて	P6	
4	指摘	国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事	設計業務及び工事監理業務委託契約における適正な事務処理について	P7	都市整備局建築課 財政局契約監理課



工事監査（令和5年10月13日実施）の状況

工事監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象工事

令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事

告 示 番 号

高松市監査委員告示第30号

告 示 日

令和5年12月28日

所 管 課 等

都市整備局建築課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

適正な特記仕様書の記載について

指 摘 する 理 由

内部改修に伴う室内空気中の化学物質の濃度測定について、実施された測定では、学校環境衛生基準で示される6物質を測定していたが、特記仕様書では、測定物質をパラジクロロベンゼンを除く5物質としていた。

指 摘

学校教育法で規定される施設については、学校環境衛生基準に基づく6物質を測定する旨を、特記仕様書に明記されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

学校環境衛生基準

内 容

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(8)揮発性有機化合物	
	ア.ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ.トルエン	固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフー質量分析法により測定する。
	ウ.キシレン	
	エ.パラジクロロベンゼン	
	オ.エチルベンゼン	
	カ.スチレン	

雑則

1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。

(3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。

工事監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象工事		令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事	
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	令和5年12月28日
所 管 課 等	都市整備局建築課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	特記仕様書に施工保証書の提出を記載することについて		
意見を付す理由	防水改修工事のシーリング及び屋根改修工事のカラーガルバリウム鋼板折板に係る施工保証書の提出について、特記仕様書に記載されていなかった。		
意 見	防水改修工事のシーリング及び屋根改修工事のカラーガルバリウム鋼板折板に係る施工保証書の提出について、特記仕様書に記載するよう、検討されたい。		

工事監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象工事	令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事 令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	令和5年12月28日
所 管 課 等	都市整備局建築課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	設計業務委託仕様書に設計意図伝達業務を記載することについて		
意見を付す理由	設計業務委託仕様書中に設計意図伝達業務が記載されていなかった。		
意 見	設計意図伝達業務は、工事監理における設計業務受注者の業務として、設計業務委託仕様書中において、明確に位置付けるよう、検討されたい。		

工事監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象工事	令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事 令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事
-------------	---

告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	令和5年12月28日
所 管 課 等	都市整備局建築課 財政局契約監理課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	設計業務及び工事監理業務委託契約における適正な事務処理について		
指 摘 する 理 由	設計業務及び工事監理業務委託契約において、本市は、契約締結前に、受注予定者である建築士から、建築士法第24条の7の規定に基づく重要事項を記載した書面の交付及び説明を受けていなかった。 また、契約締結後に、建築士事務所の開設者から、同法第24条の8の規定に基づく書面の交付を受けていなかった。		

指 摘	設計業務及び工事監理業務委託契約に際しては、建築士法の規定に基づき、重要事項の説明等を受けるとともに、書面の交付を受けるよう、適正な事務処理を行われたい。
-----	---

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	建築士法
内 容	(重要事項の説明等) 第24条の7 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項及び第3項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。 1 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類 2 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 3 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨 4 報酬の額及び支払の時期 5 契約の解除に関する事項 6 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項 (書面の交付) 第24条の8 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。 1 第22条の3の3第1項各号に掲げる事項 2 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの